

一九四六（昭和二十一年）年十一月三日日本国憲法が公布された。この憲法は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が日本の民主化のため大日本帝国憲法の改正に乗り出し、マッカーサーと日本政府の間でたびたび折衝を行った結果、同年六月二十日に政府が、憲法改正案を第九〇回帝国議会に大日本帝国憲法第七十三条に従い勅令を付して提出し、十月七日衆議院で貴族院の回付案に同意し、すべての議会手続きを終了して成立した。

その間の八月二十一日には、文部次官山崎匡輔きょうすけから官公私立大学高等専門学校長地方長官宛に「改正憲法の方針並に趣旨の徹底方について」（発学三八二号）が発せられ、教職員および学生生徒児童各自がよく改正憲法の精神と趣旨とを理解し新たに公民意識を振るい起こすことがきわめて必要なこととし、改正憲法公布にあたっては、学校は改正憲法発布当日平常の授業を休み、校長より教職員および学生生徒児童に対して、改正憲法の

精神並びに趣旨および教育との関係等について訓話をなすことと、なるべく学校長において適当と認める各種の有意義な記念行事を行うこと等四点について配慮を求めた。こうした動きに対して、日本国憲法公布に際し、各地でさまざまな催しが行われ、早稲田大学では十月二十四日から三日間にわたって大隈講堂で新憲法講座が公開された。

本学では、十一月三日から九日まで一週間「中央大学憲法発布記念祭」を開催することとし、十月三十一日に各方面に十一月三日の新憲法発布記念日にあたり午後一時より講堂において中央大学主催で記念式を挙行することと引き続き記念行事を行い、授業を臨時休講とすることが通知されている。

「中央大学憲法発布記念祭行事表」によると、三日午後一時から学校主催の記念式典祝賀会、四日午前十時から音楽会主催の軽音楽やクラシックの演奏会、午後一日から九日にかけて山岳会主催の山岳展と社会科学研究会によるレーニンマルクス展が開催されたのである。

記念祭について『中央大学新聞』第二五四号「論説」は、準備期間も少なく、十分な経費もなく種々の資材入手困難な時に、今回学生の自発的提案によって憲法発布記念大学祭が挙行できたことを喜び、学校当局の幹部たちに昨今の学生大会と異なった別の感慨を催させたとし、新時代のスタートとして、「革命」と「復興」に向かおうとする出発を祝福する壮美なる祭典であると述べている。

敗戦直後、新憲法発布を契機として行われた記念祭は、敗戦からの復興という社会的課題を担いつつ、戦前期における大学主催の各種催物と一線を画す、学生が主体となって催される大学祭へと変質したのである。そして、この大学祭は、翌年以降も継続され、本学では、五七年からは「白門祭」という独自の呼称で呼ばれるようになった。これが本学における大学祭のはじまりであった。



『中央大学新聞』1957年11月15日 第481号

から演劇研究会主催で有島武郎原作の「ドモ又またの死」の公演、五日午前十時から辞達学会主催で都下一三大学から集まった弁士一三人による各大学対抗弁論大会、午後一時からは映画研究会主催の映画祭として、吉村公三郎監督と淀川長治の講演、トスカニーニの音楽映画、横光利一原作の「家族会議」と「王国の鍵」が上映された。六日午前九時から工専祭と校内体育大会（野球大会・相撲大会・卓球大会・排球（バレーボール）大会）が行われ、七日午前九時から予科祭と専門部祭が開かれ、八日には陸上競技部主催で練馬運動場において運動会が開かれた。また、期間中の四